

標準字体 table with characters 0-9, 10-19, and symbols like 〃, °, ー

業務災害用 複数業務要因災害用

第 回

療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書(同一傷病)

※ 帳票種別 ①管轄局署 ②業通別 ⑤受付年月日 ⑩三者コード ⑪委任未支給 ⑫特別加入者 ⑬審査コード

(注意) 一、二、記入すべき事項のない欄又は記帳は、空欄のままとし、事項を選択する場合又は届出た口座を

③ 労働保険番号 ④ 管轄局 種別 西暦年 番号 ⑤ 労働者の性別 ⑥ 労働者の生年月日 ⑦ 負傷又は発病年月日

⑧ 氏名 ⑨ 住所 ⑩ 郵便番号

⑪ 振込の金融機関 ⑫ 口座名義人 ⑬ 口座番号

⑭ 預金の種類 ⑮ 口座番号 (右詰め)

⑯ メイギニン (カタカナ) ⑰ (つづき) メイギニン (カタカナ)

⑱ の者については、⑲並びに裏面の(ヌ)及び(ヅ)に記載したとおりであることを証明します。 令和8年12月2日 事業の名称 ○○プレス工業株式会社

医師又は歯科医師等の証明 療養の内容 (イ)期間 ○年○月○日から ○年○月○日まで 日間 診療実日数 ○○○日

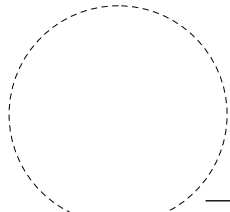
(ロ) 傷病の部位及び傷病名 右角膜損傷 (ハ) 経過の概要 受傷部位から細菌感染を併発し角膜潰瘍へ進展。入院による点眼加療。

(ニ) 療養の内訳及び金額 (内訳裏面のとおり) 78,000円

⑳ 費用の種類 ㉑ 療養期間の初日 ㉒ 療養期間の末日 ㉓ 診療実日数 ㉔ 転帰事由

令和9年3月1日 請求人の 住所 新潟県長岡市○○町7-8 氏名 新太郎

※印の欄は記入しないでください。(職員が記入します。) ◎裏面の注意事項を読んでから記入してください。折り曲げる場合には(㊦)の所を谷に折りさらに2つ折りにしてください。



長岡 労働基準監督署長 殿

(リ) 労働者の所属事業場の名称・所在地 新潟県長岡市〇-〇 〇〇プレス工業株式会社	(ヌ) 負傷又は発病の時刻 午前 11 時 21 分頃	(ル) 災害発生の実を確認した者の職名 工場長 氏名 渡 二郎
(ワ) 災害の原因及び発生状況 (あ) どのような場所で(い) どのような作業をしているときに(う) どのような物又は環境に(え) どのような不安全な又は有害な状態があつて(お) どのような災害が発生したか(か) ⑦と初診日が異なる場合はその理由を詳細に記入すること		
自動プレスラインの操作盤前にて、連続プレス加工の監視業務を行っていたところ、金型内で破損したパンチの破片が金型の隙間から高速で飛び出し、保護メガネの隙間を通過して右目に当たり、角膜を損傷した。		

診療内容		点数(点)	診療内容	金額	摘要
初診	時間外・休日・深夜		初診	円	
再診	外来診療料	× 回	再診	円	
	継続管理加算	× 回	指導	円	
	外来管理加算	× 回	その他	円	
	時間外	× 回			
	休日	× 回			
	深夜	× 回			
指導	食事(基準)		円× 日間	円	
	在宅		円× 日間	円	
	夜間	回	円× 日間	円	
	緊急・深夜	回			
在宅	在宅患者訪問診療	回	小計	円	
	その他	回			
投薬	内服 薬剤	単位 回			
	調剤	× 回			
	外用 薬剤	単位 回			
	調剤	× 回			
	処方	× 回			
注射	皮下筋肉内	回			
	静脈内	回			
処置	その他	回			
	薬剤	回			
手術	薬剤	回			
	検査	回			
画像診断	薬剤	回			
	その他	回			
入院	入院年月日	年 月 日			
	病・診・衣	入院基本料・加算			
		× 日間			
		× 日間			
		× 日間			
	特定入院料・その他	× 日間			
小計	点 ①	円	合計金額 ①+②	円	

(注 意)

一、共通の注意事項

(一) 事項を選択する場合には、該当する事項を○で囲むこと。

(二) (一) (ホ) (ヘ) (ト) については、その費用についての明細書及び看護移送等をした者の請求書又は領収書を添えること。

(三) (イ) の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。

(四) (三) (リ) は、労働者が直接所属する事業場が一括適用の取扱いを受けている場合に、労働者が直接所属する支店、工事現場等を記載すること。

(五) 傷病補償年金又は復数事業労働者傷病年金の受給権者が当該傷病に係る療養の費用を請求する場合以外の場合の注意事項

(六) ④は、記載する必要がないこと。

(七) (ル) は、災害発生の実を確認した者(確認した者が多数あるときは最初に発見した者)を記載すること。

(八) (ル) 及び(リ) は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。第二回以後の請求が離職後である場合には事業主の証明は受ける必要がないこと。

(九) (三) 三、傷病補償年金又は復数事業労働者傷病年金の受給権者が当該傷病に係る療養の費用を請求する場合の注意事項

(十) ③、⑥、⑦及び(ヌ) から(ワ) までは記載する必要がないこと。事業主の証明は受ける必要がないこと。

⑧ その他就業先の有無	
有	有の場合のその数 (ただし表面の事業場を含まない)
無	労働保険事務組合又は特別加入団体の名称
	加入年月日
	年 月 日
労働保険番号(特別加入)	

四、複数事業労働者療養給付の請求は、療養補償給付の支給決定がなされた場合、遡って請求されなかったものとみなすこと。

五、⑧-その他就業先の有無-欄の記載がない場合又は複数就業していない場合は、複数事業労働者療養給付の請求はないものとして取り扱うこと。

六、疾病に係る請求の場合、脳・心臓疾患、精神障害及びその他二以上の事業の業務を要因とすることが明らかでない疾病以外は、療養補償給付のみで請求されることとなること。

派遣元事業主証明欄	派遣元事業主が証明する事項(表面の⑦並びに(ヌ)及び(ワ))の記載内容について事実と相違ないことを証明します。
	事業の名称 電話() -
	年 月 日 事業場の所在地 〒 -
	事業主の氏名 (法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

社会保険労働士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号 () -
------------	----------------------	----	------------